

もとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会記録 第2号

招 集 場 所	本 部 町 議 会 議 場					
開 議	令 和 元 年 6 月 13 日 午 前 10 時 00 分					
閉 会	令 和 元 年 6 月 13 日 午 後 2 時 45 分					
出席及び欠席委員	役 職 名	氏 名	出席 の別	役 職 名	氏 名	出席 の別
出 席 13 名	委 員 長	座間味 栄 純	出	委 員	具志堅 正 英	出
	副委員長	喜 納 政 樹	〃	〃	仲宗根 須磨子	〃
欠 席 0 名	委 員	真 部 卓 也	〃	〃	具志堅 勉	〃
欠 員 0 名	〃	崎 浜 秀 昭	〃	〃	松 川 秀 清	〃
	〃	比 嘉 由 具	〃	〃	宮 城 達 彦	〃
凡 例	〃	小橋川 健	〃	〃	崎 浜 秀 進	〃
出 / 出 席	〃	伊良波 勤	〃			
欠 / 欠 席						
会議録署名委員	委 員	真 部 卓 也		委 員	崎 浜 秀 昭	
当 局 の 出 席 者	町 長	平 良 武 康		副 町 長	伊野波 盛 二	
	総 務 課 長	仲宗根 章		企 画 商 工 観 光 課 長	屋富祖 良 美	
	農 林 水 産 課 長	安 里 孝 夫		福 祉 課 長	松 本 一 也	
	教 育 委 員 会 事 務 局 長	有 銘 高 啓				
職務のために出席した者の職・氏名	事 務 局 長	宮 城 健		主 事	仲宗根 農	
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

もとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会

議 事 日 程 (2日目) 令和元年6月13日(木) 午前10時 開議

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第21号	もとぶ産農水産物消費拡大推進条例の制定について (各種団体との意見交換)
2	議案第21号	もとぶ産農水産物消費拡大推進条例の制定について (議案審議・採決)

○ 委員長 座間味栄純 ただいまより、もとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会を開きます。

開 会（午前10時00分）

本日の日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．各種団体との意見交換を行います。

（各種団体との意見交換）

休憩します。

休 憩（午前11時55分）

再開します。

再 開（午後2時36分）

日程第2．議案第21号 もとぶ産農水産物消費拡大推進条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。12番 喜納政樹委員。

○ 12番 喜納政樹 それでは質疑を1点だけ、お聞きしたいと思います。

本委員会で午前中、各種関係団体の皆様からの意見の聴取を行いました。その中でさまざまな意見が出てきておりました。生産者の役割という、条例の第4条の中で、ある生産団体の皆様から、この条例はすばらしいものであると。しかし、我々としたらこの文言を入れていただきたいという申し入れがありました。「安心・安全」という文言でありました。その言葉を聞いて、我々、本委員会ではやはりその方々の農業者、生産者としての自負やプライドなどをひしひしと感じました。この条例をしっかりとしたものにするためには、やはりこの「安心・安全」という文言を入れるべきではないかということがございましたので、私といたしましては、この「安心・安全」という文言を、今後この条例を施行するに当たって、実施要綱、実施計画というのをおそらく今後つくっていかれると思うんですが、この「安心・安全」という文言をぜひそこに入れていただいて、皆様方の思いを、計画に移していただきたいと思うのですが、町長いかがですか。

○ 委員長 座間味栄純 町長。

○ 町長 平良武康 まずは、議員各位の皆さんが特別委員会を開きまして、そして町内の各関係団体と、今回提案した、もとぶ産農水産物消費拡大推進条例に関しまして、深い、掘り下げたご議論が展開されたということに対しまして、私のほうから、心からお礼を申し上げたいと思っております。その中で「安心・安全」という言葉をぜひ組み込んでいただきたいということがございました。いろいろな形で安心・安全という言葉を使うし、そしてまた同時にその言葉に対して生産者もそれはきちんと、我々が消費者にとって安心できるものを提供する。そして安全なものを提供するといったような、議員がおっしゃるようにプライドをと、そして意気込みということで感じっております。その提案を受けまして実施要綱なり、要領なりで文言を組み入れながら、そして同時にまたそれだけではなくて、いろんな形でそれを裏づけるような生産者指導と言いましょうか、あるいはまた消費者へのアピールと言いましょうか、そういったことを展開していきたいと考えます。

特に安心については、地元でつくるわけですから、生産者の顔が見えますから安心だよねと

いったようなことがすぐわかりますけれども、安全となったときに、何をもち安全なのかといったようなことのエピレンスというのか、何を担保するのかといったようなことについては、結構内容を詰めなければいけない部分もあろうかと思っております。例えば農薬の使用等についてもきちんとした使用基準を守るとか、あるいはできるだけ低農薬で栽培していこうとか、あるいは農薬を使わないような、そういった栽培の仕組み立てを生産者が構築していくとか、いろいろな意味で安心を届ける手法というものを行政も生産者も一体となって研究しながら、その安心・安全を届けるというようなこと。私はとてもこれから先々重要なことになろうかと思っておりますので、ぜひその文言を組み入れてやっていきたいと、このように考えております。

○ 委員長 座間味栄純 12番 喜納政樹委員。

○ 12番 喜納政樹 今、町長が言われたとおり、しっかりとこの条例をよりよいものにするため、町民一丸となってこの条例の意義を達成するためにしっかりと、この安心・安全、そしてその意義を実施要綱、実施計画の際には組み込んでいただきたいと思っております。

それでは委員長、私個人の、今の意見だけではやはり見解となりますので、本委員会としての意思とするために、この申し入れを申し入れ事項として、委員会として上げていただくよう提案をして、私の質疑とさせていただきます。

○ 委員長 座間味栄純 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

先ほど質疑のありました「安心・安全」という言葉を本条例の運用時に明記するよう申し入れすることをお諮りします。

本委員会において、申し入れすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本委員会として、申し入れすることに決定しました。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第21号 もとぶ産農水産物消費拡大推進条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第21号 もとぶ産農水産物消費拡大推進条例の制定については、原案のとおり決定するものとします。

これで本委員会に付託された事件は全て終了しました。

お諮りします。本委員会は、本日で閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

これでもとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会を閉会します。

閉 会 (午後 2 時45分)

本部町議会委員会条例第27条第 1 項の規定に基づき署名する。

もとぶ産農水産物消費拡大推進条例審査特別委員会

委 員 長 座間味 栄 純

臨時委員長 崎 浜 秀 進

委 員 真 部 卓 也

委 員 崎 浜 秀 昭